豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（令和２年４月１日付け元農振第２６０４号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（令和２年４月１日付け元農振第２６０５号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領の運用」という。）に定めるもののほか、中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、実施要領において使用する用語の例による。

（交付金の交付目的）

第３条　この交付金は、中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進することを目的とする。

（対象農用地）

第４条　この交付金の交付対象となる農用地は、集落協定又は個別協定に位置付けられている農用地（以下「対象農用地」という。）とする。

　（対象者）

第５条　交付金の対象となる者は、集落協定に基づき、５年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等及び個別協定に基づき、５年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等（以下「農業者等」という。）とする。

（交付金の額）

第６条　交付金の額は、次の表の地目及び区分に応じ、同表の交付金単価に、対象農用地の面積を乗じて得た額の合計額とする。ただし、集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合には、同表の交付金単価に０．８を乗じた額に対象農用地の面積を乗じて得た額の合計額とするとともに、２項に掲げる加算措置は適用しないものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地目 | 区　　　　　　分 | 交付金単価  （１０ａ当たり） |
| 田 | 急傾斜（勾配１／２０以上） | ２１，０００円 |
| 緩傾斜（勾配１／１００以上１／２０未満） | ８，０００円 |
| 畑 | 急傾斜（勾配１５度以上） | １１，５００円 |
| 緩傾斜（勾配８度以上１５度未満） | ３，５００円 |

２　加算措置に取り組んだ場合の加算額は、次の表の区分及び地目に応じ、同表の交付金単価に、対象農用地の面積を乗じて得た額の合計額とする。ただし、複数の加算措置を活用する場合は、交付単価から１，０００円／１０ａを減額した額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 地目 | 交付金単価  （１０ａ当たり） |
| 棚田地域振興活動 | 田・畑 | １０，０００円 |
| 超急傾斜農地保全管理 | 田・畑 | ６，０００円 |
| 集落協定広域化 | 田・畑 | ３，０００円 |
| 集落機能強化 | 田・畑 | ３，０００円 |
| 生産性向上 | 田・畑 | ３，０００円 |

（交付の申請）

第７条　交付金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする農業者等は、中山間地域等直接支払交付金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）

（３）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書（様式第４号）により、農業者等に通知するものとする。

２　市長は、交付金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の交付決定に条件を付することができる。

（交付決定の除外要件）

第９条　前条第１項の規定にかかわらず、市長は、農業者等が豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号。以下「規則」という。）第５条第３項各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定をしないことができる。

（申請の取下げ）

第１０条　第８条第１項の通知を受けた農業者等は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から１５日以内に交付申請を取り下げることができる。

２　交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る交付金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画の変更）

第１１条　農業者等は、第８条第１項の通知を受けた後において、当該交付金に係る事業の計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ中山間地域等直接支払交付金事業計画変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更で交付金額に変更を生じないものについては、この限りでない。

（１）経費の配分変更であって、当該変更が経費の目的を実質的に変更しない範囲でその効率的な執行に資するものであり、かつ、交付目的の達成に支障がないと認められる変更

（２）交付目的を達成するための弾力的運用に伴う計画内容の変更

（３）交付目的を損なわない範囲での計画内容の細部の変更

２　市長は、前項の規定による事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、中山間地域等直接支払交付金事業計画変更承認書（様式第６号）により、農業者等に通知し、第８条第１項の規定による決定を変更することができる。

３　第８条第２項の規定は、前項の決定の変更について準用する。

（実績報告書の提出）

第１２条　農業者等は、事業が完了したときは、完了の日から起算して２０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、中山間地域等直接支払交付金事業実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）事業実績書（様式第８号）

（２）収支決算書（様式第９号）

（３）その他市長が必要と認める書類

（額の確定及び交付）

第１３条　市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、農業者等に中山間地域等直接支払交付金確定通知書（様式第１０号）により通知した後に、当該額を交付するものとする。

２　交付金の交付の目的を達成するために市長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、事業が完了する前に交付金の全部又は一部を概算払することができるものとする。

３　農業者等は、第８条及び第１１条による交付決定の通知を基に交付金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第１１号）により市長に請求しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１４条　農業者等は、事業において取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

（検査等）

第１５条　市長は、交付金の交付を受けた農業者等（以下「交付農業者等」という。）に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（帳簿等の整備・保存）

第１６条　交付農業者等は、事業に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間、これを保存しておかなければならない。

（交付決定の取消し又は交付金の返還）

第１７条　市長は、農業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（１）この要綱又は交付金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

（２）交付金を事業以外の用途に使用したとき。

（３）交付金の運用等が不適当と認められたとき。

（４）偽りその他の不正な行為により交付金の交付を受けたとき。

（５）第１５条の規定による指示に従わず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（６）実施要領の運用第９の１各号のいずれかの措置に該当したとき。

（７）規則第５条第３項各号のいずれかに該当したとき。

（８）その他交付金の交付を不適当と認めたとき。

（委任）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１１月２日から施行し、豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和２年４月１日から適用する。

　　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

**年度中山間地域等直接支払交付金交付申請書**

年　　月　　日

　豊田市長　様

住　　　所

団　体　名　　　　　　　　集落

代表者氏名

　 　　年度において下記のとおり事業を実施したいので、豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第７条に基づき、金　　　　　　　円の交付を申請します。

記

１　事業の目的

２　添付書類

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）

（３）その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　集落）

事　業　計　画　書

１　交付金対象面積・交付金予定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 面　積（㎡） | 交付金 （円） | 備　考 |
| 田 | 急傾斜 |  |  |  |
| 緩傾斜 |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |
| 畑 | 急傾斜 |  |  |  |
| 緩傾斜 |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |
| 棚田地域振興活動加算 | |  |  |  |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | |  |  |  |
| 集落協定広域化加算 | |  |  |  |
| 集落機能強化加算 | |  |  |  |
| 生産性向上加算 | |  |  |  |
| 合　計 | |  |  |  |

２　協定参加者

名　( 内訳　農業者　　名　　非農業者　　名　　その他　　名 )

３　集落協定における直接支払交付金使用計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 活　動　内　容 | 交付金（円） | 割　合％ |
| 共同取組活動費 | 役員等報酬 |  |  |
| 視察、研修会等費 |  |
| 水路・農道等維持管理活動費 |  |
| 農地の維持管理活動費 |  |
| 鳥獣害対策活動費 |  |
| 共同利用機械・施設費 |  |
| 多面的機能活動費 |  |
| その他 |  |
| 交付金の積立・拠出金・繰越 |  |
| 小　計 |  |  |
| 個人配分 | 協定農用地面積に応じて配分 |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

様式３号（第７条関係）

（　　　　　　　集落）

収支予算書

１　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額  （円） | 前年度予算額  （円） | 比較増減  （円） | 備　考 |
| 交付金 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額  （円） | 前年度予算額  （円） | 比較増減  （円） | 備　考 |
| 事業費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

様式第４号（第８条関係）

**年度中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書**

　　　 　豊　　発第　　　　号

　　年　月　日

　　　　　　　　　　集落

集落協定代表者　　　　　　　　様

　豊田市長

　 　　年　　月　　日付けで交付申請のあった 　　年度の事業について、豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり決定します。

記

１　交付金の額　　金　　　　　　　　　　円

２　事　業　名　　中山間地域等直接支払交付金

３　交付金交付の条件は、次のとおりとする。

1. 交付金の対象となる事業内容は、申請書の事業計画に記載されたとおりとする。

（２）事業の実施にあたっては、交付金に係る法令、豊田市補助金等交付規則及び豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定に従わなければならない。

（３）集落の代表者は、この交付金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を交付金事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しなければならない。

（４）（２）の条件に違反したときには、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第５号（第１１条関係）

**年度中山間地域等直接支払交付金事業計画変更承認申請書**

年　　月　　日

　豊田市長　様

住　　　所

団　体　名　　　　　　　　　　集落

代表者氏名

　 　　年　　月　　日付け豊　　発第　　　　号で交付決定通知のあったことについて、下記のとおり計画等を変更したいので、豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第１１条により承認されたく申請します。

記

１　交付金変更申請額　　　金　　　　　　円の増（減）

　　（変更後の交付金額　　金　　　　　　円）

２　計画等変更理由

様式第６号（第１１条関係）

**年度中山間地域等直接支払交付金事業計画変更承認書**

豊　　発第　　　　号

　　年　月　日

　　　　　　　　　集落

集落協定代表者　　　　　　　　様

　豊田市長

　　　　　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった　　　　年度の事業について、豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり承認します。

記

１　交付金変更承認額　　　金　　　　　　円の増（減）

　　（変更後の交付金額　　金　　　　　　円）

２　その他

様式第７号（第１２条関係）

**年度中山間地域等直接支払交付金事業実績報告書**

　　　年　　月　　日

　豊田市長　様

住所

団体名　　　　　　　　　　　集落

代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付け豊　　発第　　　　号で交付決定のあった下記事業を、別紙実績報告書のとおり実施したので、豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第１２条の規定により報告します。

記

　１　事業名　　中山間地域等直接支払交付金

※　添付書類

（１）事業実績書（様式第８号）

（２）収支決算書（様式第９号）

（３）その他市長が必要と認める書類

様式第８号（第１２条関係）

（　　　　　　集落）

**事　業　実　績　書**

１　事業の実績（実施した活動、課題として取り組んだもの等）

　□農道・水路の草刈等（　　月）　　□獣害対策（　　月）　　□その他

２　事業の効果（１の実績による効果）及び今後の課題

３　集落戦略の有無（※対象集落のみ）

　　　　　　　　有　　・　　無

４　維持された農用地面積及びそれに相当する交付金額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 面　積（㎡） | 交付金（円） | 備　考 |
| 田 | 急傾斜 |  |  |  |
| 緩傾斜 |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |
| 畑 | 急傾斜 |  |  |  |
| 緩傾斜 |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |
| 棚田地域振興活動加算 | |  |  |  |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | |  |  |  |
| 集落協定広域化加算 | |  |  |  |
| 集落機能強化加算 | |  |  |  |
| 生産性向上加算 | |  |  |  |
| 合　計 | |  |  |  |

５　協定参加者数

　　　　　　　名

（ 内訳　農業者　　　名　　非農業者　　　名　　その他　　　名 ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　集落）

６　交付金使用実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 活　動　内　容 | 交付金（円） | 割合(％) |
| 共同取組活動分 | 役員等報酬 |  |  |
| 視察、研修会等費 |  |
| 水路・農道等維持管理活動費 |  |
| 農地の維持管理活動費 |  |
| 鳥獣害対策活動費 |  |
| 共同利用機械・施設費 |  |
| 多面的機能活動費 |  |
| その他 |  |
| 交付金の積立・繰越・拠出金 |  |
| 小　計 |  |  |
| 個人配分 | 協定農地面積に応じて配分 |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

様式第９号（第１２条関係）

（　　　　　　　　集落）

収支決算書

１　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度精算額  （円） | 本年度予算額  （円） | 比較増減（円）  （Δ印は減額） | 備　考 |
| 交付金 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度精算額  （円） | 本年度予算額  （円） | 比較増減（円）  （Δ印は減額） | 備　考 |
| 事業費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

様式第１０号（第１３条関係）

　　　　年度中山間地域等直接支払交付金確定通知書

豊　　発第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　集落

集落協定代表者　　　　　　　　様

　豊田市長

　　年　　月　　日付けで実績報告のあった　　　　年度中山間地域等直接支払交付金については、豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり交付金の額を確定したので、通知します。

記

１　交付金の額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　この補助金等の対象となる事業

中山間地域等直接支払交付金

様式第１１号（第１３条関係）

**請求書**

　　年　　月　　日

豊田市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

団　体　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の金額を交付してください。

記

**金　　　　　　　　円**

　ただし、　　　　年度　豊田市中山間地域等直接支払交付金

|  |  |
| --- | --- |
| 請求区分 | １　概算　　　２　精算 |
| 交付決定額 | **円** |
| 今回請求額 | **円** |
| 既受領額 | **円** |
| 残額 | **円** |
| 支払方法 | 口座振込み |
| 金融機関名 |  |
| 口座番号 | 普通　№ |
| 口座名 |  |